

## 平成 31 年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

2019.12.12

# 環 境 方 針

(基本方針)

1. 地球温暖化を防止するまち さが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、省エネルギー行動の実践、再生可能エネルギーや新たな資源の活用など、環境負荷を減らすことができる取り組みの普及を積極的に推進することで、地球温暖化防止への貢献を目指します。

2. 資源を活かす循環のまち さが

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進など、佐賀市全体でごみ問題の解決を図り、循環型社会の構築を目指します。

3. 水とみどりがあふれるまち さが

地域の自然・生物多様性を保全し、快適な親水空間・みどり空間の創出等を推進することにより、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりを目指します。

4. 安全で快適な生活環境のまち さが

市民、事業者等に対する生活環境への配慮意識の啓発、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

(佐賀市の望ましい環境像)

『守り、育み、未来をつくるトンボ飛び交うまち さが』

平成27年12月10日

佐賀市長

秀島敏行

## 1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成 14 年 3 月 1 日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格である ISO14001 を認証取得し取り組みを進めてきました。平成 22 年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、平成 30 年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様にご報告するものです。

### ■これまでの経緯

平成 13 年 4 月	市長によるキックオフ宣言
平成 13 年 10 月	システムの運用開始
平成 14 年 3 月	佐賀市（旧佐賀市）が ISO14001 の認証を取得
平成 15 年 3 月	水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大
平成 17 年 10 月	市町村合併 新市の環境方針を策定
平成 18 年 10 月	諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始
平成 20 年 10 月	川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始
平成 21 年 4 月	衛生センターがシステムを運用開始
平成 22 年 2 月	佐賀市が環境都市を宣言
平成 22 年 4 月	佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始
平成 27 年 12 月	第 2 次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し
平成 28 年 7 月	第 2 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定

## ■システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

平成 30 年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲と業務内容は以下のとおりです。

名称	所在地	業務内容
佐賀市役所本庁舎	佐賀市栄町1番1号	市長部局、行政委員会、出納室に関する事務事業
佐賀市大財別館	佐賀市大財三丁目11番21号	教育委員会に関する事務事業
佐賀市清掃工場	佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地	廃棄物の焼却、選別、廃食油の再生
最終処分場	佐賀市嘉瀬町大字十五新2720番地	廃棄物の安定処分
下水浄化センター	佐賀市西与賀町大字高太郎2667番地	下水の浄化
衛生センター	佐賀市巨勢町大字牛島528番地	し尿の処理
施設管理センター		道路、河川の維持管理
つくし斎場	佐賀市金立町大字金立1197番地465	斎場業務
保健福祉会館	佐賀市兵庫北三丁目8番36号	保健福祉に関する業務
諸富支所庁舎	佐賀市諸富町大字諸富津1番地2	諸富支所管内の行政事務
大和支所庁舎	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	大和支所管内の行政事務
富士支所庁舎	佐賀市富士町大字古湯2685番地	富士支所管内の行政事務
三瀬支所庁舎	佐賀市三瀬村三瀬2764番地	三瀬支所管内の行政事務
川副支所庁舎	佐賀市川副町大字鹿江623番地1	川副支所管内の行政事務
東与賀支所庁舎	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地	東与賀支所管内の行政事務
久保田支所庁舎	佐賀市久保田町大字新田1109番地1	久保田支所管内の行政事務
本庄幼稚園	佐賀市本庄町大字本庄151番地1	幼稚園業務に関すること
若葉保育所	佐賀市日の出一丁目21番71号	保育業務に関すること
成章保育所	佐賀市成章町5番21号	
城東保育所	佐賀市東佐賀町4番20号	
川原保育所	佐賀市川原町4番44号	
佐賀市立図書館	佐賀市天神三丁目2番15号	図書館業務に関すること
交通局	佐賀市愛敬町4番23号	自動車運送事業に関すること
上下水道局	佐賀市若宮三丁目6番60号	上下水道事業に関すること
富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721番地1	病院事業に関すること

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

## 2. 取り組み結果

### (1) 第 2 次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成 27 年 10 月に策定した第 2 次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

平成 30 年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(12 ページ以降に掲載)

### (2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」を全庁で取り組んでいます。

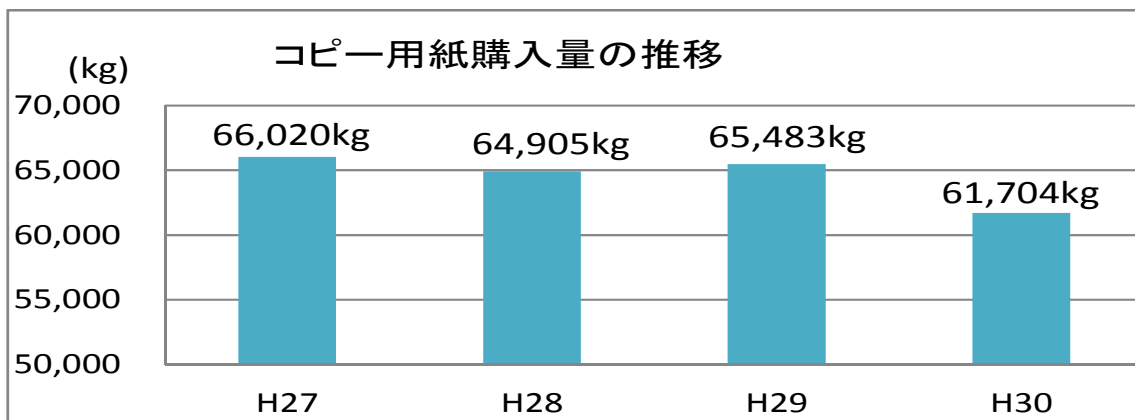
#### ① コピー用紙の購入量削減

各課におけるコピー用紙の使用量削減の取り組みが全庁へ浸透してきたこともあり、平成 30 年度は前年度比 5.8%減少、過去 4 年間で最小の購入量となりました。

▽ (表 1) コピー用紙の購入量

年度	A3	A4	B4	B5	合計(kg)
H30	4,361	56,141	1,104	97	61,704
H29	5,481	59,240	730	31	65,483
H28	6,011	58,111	719	64	64,905
H27	4,829	60,113	986	92	66,020

▽ (図 1) コピー用紙の購入量



### ②職場排出物の抑制

平成 30 年度は廃棄物においては前年度比約 15.5%減となりました。  
一方で資源物においては、前年度に不徹底だった機密文書の分別を全庁的に周知したこともあり、機密文書を主原因に全体で約 10.2%増となりました

▽ (表 2) 廃棄物

年度	一般廃棄物			産業廃棄物		合計(kg)
	燃えるごみ	シュレッダー古紙	燃えないごみ	有害ごみ	プラスチック系ごみ	
H30	32,580	8,567	1,324	138	2,960	45,568
H29	36,586	10,375	2,851	105	3,987	53,904
H28	40,007	10,896	2,292	96	4,332	57,623
H27	42,476	11,820	2,192	100	4,592	61,180

▽ (表 3) 資源物

年度	ビン・缶	布類	新聞・チラシ	ダンボール	コピー用紙	雑誌・色紙	機密文書	合計(kg)
H30	539	70	9,889	6,375	13,035	23,796	29,174	82,878
H29	493	38	8,006	6,792	13,502	23,913	22,497	75,241
H28	726	65	8,831	6,441	12,952	26,636	25,133	80,784
H27	660	191	9,326	6,754	17,467	35,361	39,120	108,879

### ③施設エネルギー使用量の削減

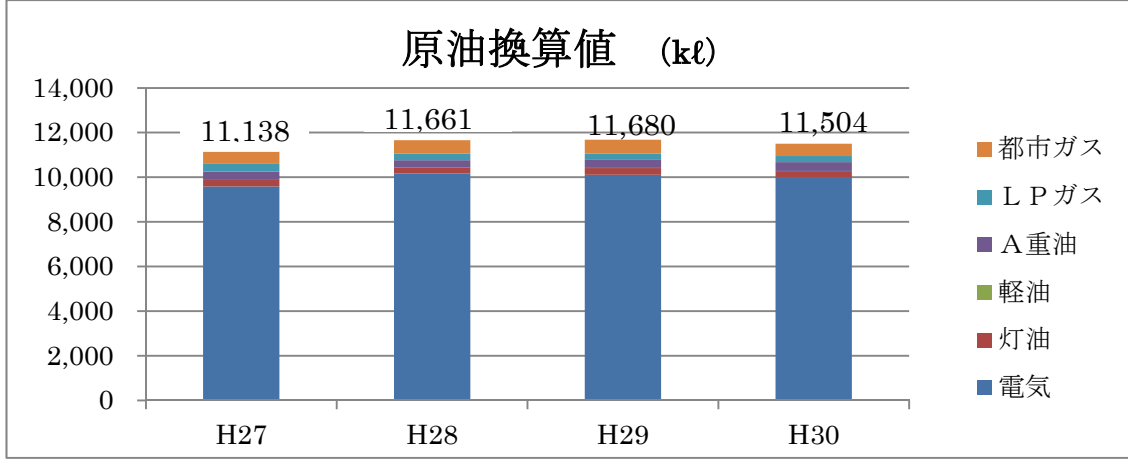
佐賀市清掃工場では、廃棄物焼却発電を行い、この電力の余剰分を電力会社（荏原環境プラント）に売電しています。市の一部の公共施設では、その電力を購入し使用しています（電力の地産地消）。平成 30 年度は、暖冬の影響により冬場のエアコン使用が抑えられた等の影響で電気の使用量が前年度比約 1.6%削減されました。

▽ (表 4) エネルギー別使用量と温室効果ガス排出量（電力会社別含む）

	使用量 (A)				排出係数 (B)				温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (A)×(B)×0.001				
	H27	H28	H29	H30	H27	H28	H29	H30	H27	H28	H29	H30	
電気の 使用	九州電力(kWh)	30,437,821	24,957,364	22,204,943	21,738,226	0.584	0.509	0.462	0.438	17,776	12,703	10,259	9,521
	荏原環境プラント(kWh)	6,601,071	13,804,386	16,112,242	16,053,661	0.266	0.163	0.081	0.192	1,756	2,250	1,305	3,082
	イーレックス(kWh)	226,970	574,467	518,414	544,973	0.662	0.555	0.501	0.539	150	319	260	294
	日本テクノ(kWh)	0	106,268	306,777	295,029	0.532	0.358	0.401	0.366	0	38	123	108
	伊藤忠エネクス(kWh)	0	85,087	160,966	181,246	0.568	0.489	0.570	0.527	0	42	92	96
	購入電力量(kWh)	37,265,862	39,527,572	39,303,342	38,813,135					19,682	15,352	12,039	13,101
	自家発電(kWh)	22,529,700	19,627,378	19,745,487	19,275,081	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用電力量(kWh)	59,795,562	59,154,950	59,048,829	58,088,216					19,682	15,352	12,039	13,101
燃料の 使用	灯油(ℓ)	311,007	284,908	321,665	307,076	2.49	2.49	2.49	2.49	774	709	801	765
	軽油(ℓ)	1,888	2,304	4,411	3,817	2.58	2.58	2.58	2.58	5	6	11	10
	A重油(ℓ)	371,111	321,580	355,850	391,723	2.71	2.71	2.71	2.71	1,006	871	964	1,062
	LPガス(kg)	259,246	228,358	217,063	211,258	3.00	3.00	3.00	3.00	778	685	651	634
	都市ガス(m <sup>3</sup> )	466,277	514,620	532,496	476,064	2.16	2.16	2.16	2.16	1,007	1,112	1,150	1,028
合計									23,252	18,735	15,616	16,600	

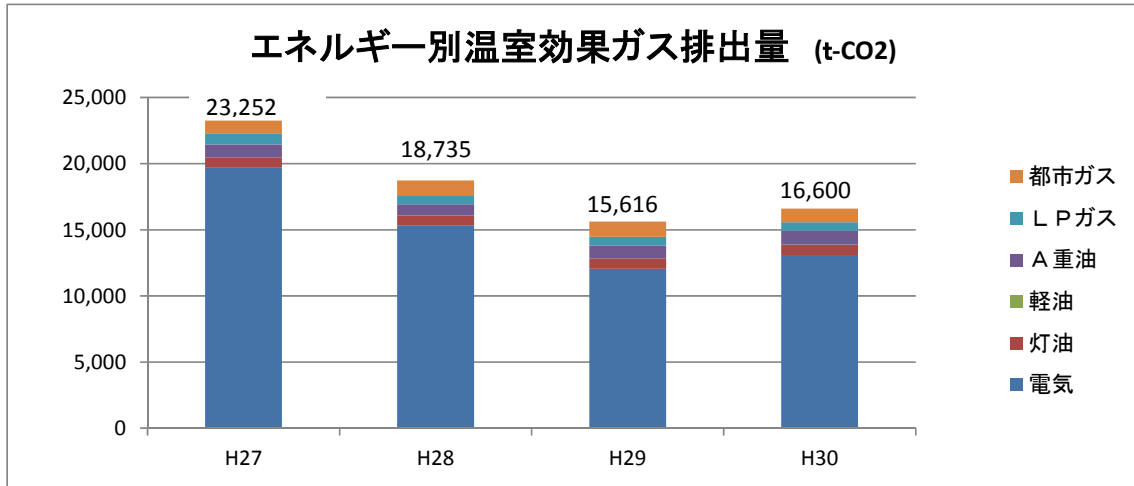
それぞれのエネルギーの使用量を原油に換算にすると平成 30 年度は全体で前年度比約 1.5%の削減となりました。

▽ (図 2) 原油換算値



エネルギー消費量から温室効果ガス排出量を計算したところ、平成 30 年度は前年度比約 6.3%増加しました。

▽ (図 3) エネルギー別温室効果ガス排出量



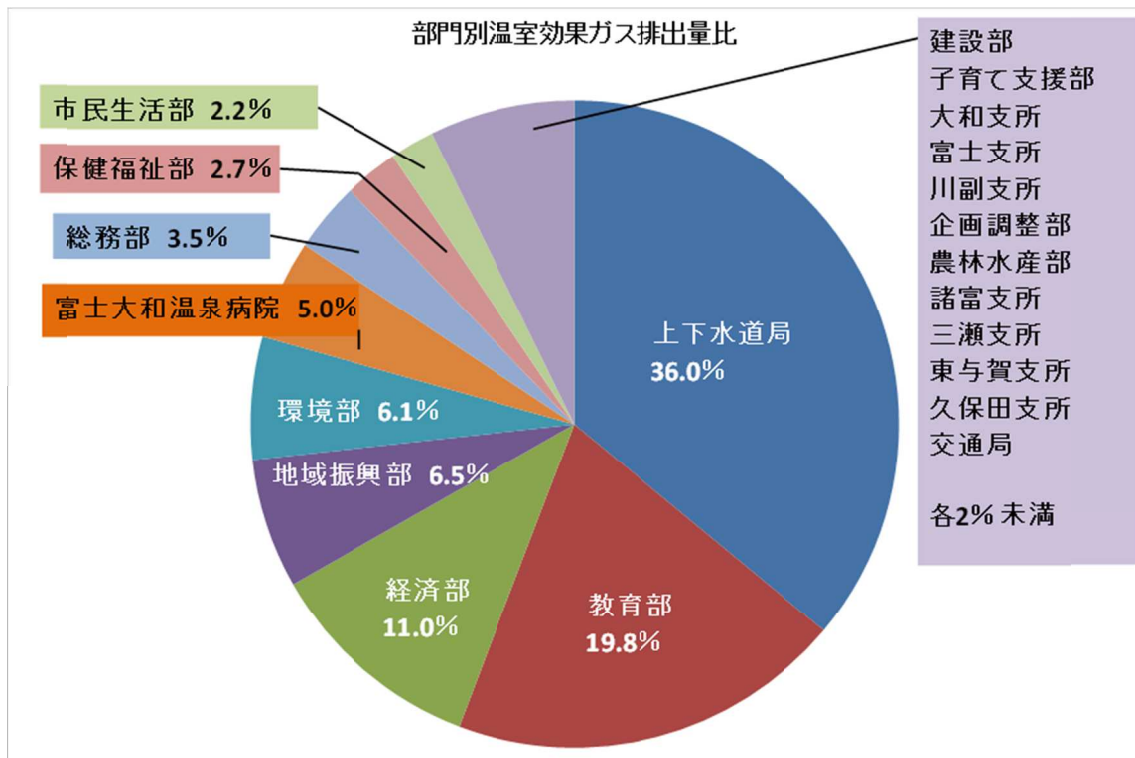
▽ (表 5) 施設エネルギー消費に係る使用料金

施設エネルギー消費に係る使用料金(千円)							
電気	軽油	都市ガス	灯油	重油	LPガス	水	合計
991,109	5,169	89,302	28,453	28,789	36,445	192,156	1,371,422
72.3%	0.4%	6.5%	2.1%	2.1%	2.7%	14.0%	100%

▽（表 6）部門別温室効果ガス排出量及びその割合

部門	温室効果ガス (t-CO <sub>2</sub> )	割合	部門	温室効果ガス (t-CO <sub>2</sub> )	割合
総務部	582	3.5%	諸富支所	61	0.3%
企画調整部	12	0.1%	大和支所	164	1.0%
経済部	1,823	11.0%	富士支所	126	0.6%
農林水産部	74	0.5%	三瀬支所	19	0.1%
建設部	269	1.7%	川副支所	170	1.1%
環境部	1,010	6.1%	東与賀支所	53	0.2%
市民生活部	368	2.2%	久保田支所	41	0.2%
保健福祉部	450	2.7%	交通局	30	0.3%
子育て支援部	183	1.1%	上下水道局	5,977	36.0%
地域振興部	1,078	6.5%	富士大和温泉病院	827	5.0%
教育部	3,281	19.8%			
合計				16,599	100%

▽（図 4）部門別温室効果ガス排出量の割合





④自動車燃料使用量の削減

ガソリン使用量および軽油使用量はともに、災害対応等による走行距離の増加に伴って前年度から増加しています。また、平成 30 年度は記録的な猛暑だったためエアコンの使用量が増加したことも関係していると考えられます。バイオディーゼル燃料車は、市営バスを 2 台廃棄したことにより BDF 使用量と走行距離が激減しました。

▽ (表 7) 燃料別使用量・走行距離・燃費

		H27	H28	H29	H30
ガソリン	燃料 (リットル)	173,231	177,783	180,364	197,236
	走行距離 (km)	2,106,337	2,136,113	2,137,923	2,371,603
	燃費 (km/リットル)	12.2	12.0	11.9	12.0
軽油	燃料 (リットル)	855,047	829,201	853,885	901,004
	走行距離 (km)	3,338,846	3,167,651	3,179,226	3,269,229
	燃費 (km/リットル)	3.9	3.8	3.7	3.6
BDF	燃料 (リットル)	57,834	59,958	63,882	39,818
	走行距離 (km)	212,448	235,620	225,549	141,510
	燃費 (km/リットル)	3.7	3.9	3.5	3.6

⑤グリーン購入の推進

平成 30 年度は、「用紙類・事務用品類」においてはグリーン購入の浸透により高水準でほぼ横ばいになりました。その他の区分においては、印刷物（チラシ折込の業務委託）でグリーン購入対象品目ではないものを選択したため、前年度比 5.4%減と大きく下がりました。

▽ (表 8) 区分別グリーン購入達成率

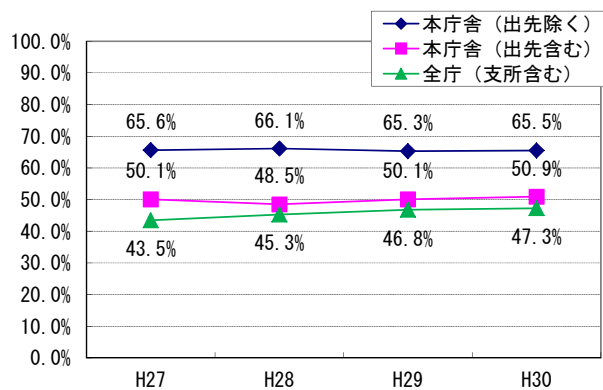
区分		H27	H28	H29	H30
用紙類、事務用品類	グリーン購入達成率 (%)	99.66%	99.80%	98.78%	98.95%
	年間調達総量	17,075,307	16,387,921	16,360,645	15,557,127
	内グリーン購入適合品目調達数	17,017,302	16,354,525	16,161,525	15,393,783
その他の区分 (印刷物、衛生用品、事務機器等、オフィス家具等、被服等、その他繊維製品、自動車、設備、消火器、災害・備蓄用品)	グリーン購入達成率 (%)	97.22%	99.89%	99.88%	94.48%
	年間調達総量	440,226	3,263,308	4,009,156	3,138,628
	内グリーン購入適合品目調達数	428,002	3,259,625	4,004,317	2,965,291

(3) その他の取り組みについて

○ノーカーデーの実施

佐賀市では、毎月第2、4水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛する“ノーカーデー”を推進しており、当日の通勤にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。平成 30 年度の実施率は全庁で 47.3%でした。

▽ (図5) ノーカーデー実施状況の推移



○クールビズ(5月1日～10月31日)、ウォームビズ(12月1日～3月31日)

○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員の環境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第2次佐賀市環境基本計画」や「佐賀市地球温暖化防止地域推進計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や温暖化対策など、環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

地球温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷を低減し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)			
1 地球温暖化を防止するまち	市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	1-1 地球温暖化防止対策の推進	(1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発	市民や事業者の方が取り組むことができる“環境にやさしい行動”をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発し、環境にやさしい行動により、地球温暖化防止に向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	環境部	環境政策課	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。	・佐賀市環境行動指針を活用した出前講座「エコライフのはじめ方」を1回開催し、18名が受講した。(9/19富士公民館) ・環境フェスティバルにおいて、COOLCHOICEの啓発を行った(10/13、14 来場者11,506人)	引き続き、市民からの要請に応じて出前講座を開催する。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、気候変動の状況や対策の説明に加え、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。	B		
				②環境マネジメントシステム等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。	環境部	環境政策課	・市内事業所のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「環境経営セミナー」を実施する。	・補助金交付件数1件 ・6/26に佐賀県と共催で「環境経営セミナー」を実施(参加者38名)	市内事業所からエコアクション21の認証取得に関する相談があれば対応していく。	・市内事業所のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	B		
				③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイルージ運動」、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。	農林水産部	農業振興課	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	平成30年度に108.6万枚発行した。	うまさシールの発行枚数を増加させるため、旬の食材を使った料理番組を制作し放送したり、大型商業施設で地産地消フェアを開催するなど、多方面から地産地消の広報に努め、周知を図っていく。	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	C	ファーム・マイルージ運動への応募数が減少傾向にあること、昨年度末に配布した影響から、昨年度比81.59%、計画比54.3%となった。	
					農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により自治公民館1館、小学校5校の建築工事で地元産材を活用した。	今後も継続する。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	A			
				④市役所自身の地球温暖化対策の推進	(i)職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。	環境部	環境政策課	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの排出削減に努める。	平成29年度温室効果ガス排出量:69,046t-CO2 2013年度(基準年度)比2.7%減少、前年度比5.2%減少しており、前年度からの減少理由としては、廃棄物焼却量が減少したためと考えられる。 ※係数公表が1年遅れのため、1年遅れの算定。	引き続き、2013年度比13.3%排出量削減への取り組みを検討する。	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減に努める。	B	
					(ii)公共交通機関の環境負荷低減	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	交通局	交通局	毎年度アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。	アイドリングストップバスを3台導入した。 バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行を行った。	引き続き、アイドリングストップバスを3台導入。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。	A		
					(iii)物品調達におけるグリーン購入の推進	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。	総務部	契約監理課	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。	単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在約80%となっている。	今後もグリーン購入を推進し、基準を満たす商品を優先的に採用する。	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とします。	B	
					(2)低炭素型の交通環境整備	①公共交通機関の利用促進	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマイカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコイン・シルバーパス等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。	企画調整部	企画政策課	毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーパスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	祐徳バスのnimoca導入にあわせ、市報などを通じて広く市民に交通系ICカードとバスの利用を呼びかけた。	ワンコイン・シルバーパスをnimocaで使えるようにすることで、バスの利便性をより高める予定。	毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーパスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	A
				交通局	交通局		毎週水曜日のnimocaポイント10倍デーの実施、ワンコインシルバーパスの推進。	バス車内の放送やチラシ等でポイント10倍デーの周知を行った。また、ワンコインシルバーパスについては、市報での周知や公民館での出張販売を行い、販売枚数は10,489枚となった。中高生を対象としたフリー定期は好調な出だしとなっている。	引き続き、シルバーパス・プリのワイドの販売強化など利用促進に向けた取り組みを行う。	毎週水曜日のニモカポイント10倍デーの実施。ワンコインシルバーパスの推進。	A			
				②自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪施設の整備や自転車利用空間の整備など、より快適で安全に通行できるような環境整備を行います。		建設部	道路整備課	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行った。(市道大財北島線 外)	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	B	
					建設部		道路管理課	駐輪施設の整備を行う。	526台のリサイクルラックの入替えを実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	駐輪施設の整備を行う。	B		
				③自動車利用時の環境負荷低減	走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進します。	環境部	環境政策課	出前講座「エコライフのはじめかた」において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。	出前講座においてエコドライブに関する説明を行った。また、次世代自動車(電気自動車・燃料電池自動車)を公用車で3台導入している。	引き続き、出前講座等で説明を行っていく。	職員出前講座において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。公用車に次世代自動車を活用し普及啓発するとともに、イベント等で展示・広報する。	B		
				④快適で安全な交通環境の整備	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	建設部	道路整備課	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	B		
				(3)低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進します。	環境部	循環型社会推進課	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する。	H30年度の視察件数は102件(1,201人)、出前講座は8件を対象に実施した。また市報等掲載12回、イベントでの啓発6回、ラッピングバスの活用など、市民等への広報や説明を行ったり、企業誘致を行い利活用を推進した。	引き続き、市民等への周知や利活用を推進する。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する。	A	
						上下水道局	下水エネルギー推進室	低コスト培養の実現を目指し、脱水分離液を用いた多種藻類(ユウグレナ以外)の培養検討を行う。	培養液の調整により阻害要因が除去されることが成果として得られた。	引き続き、下水由来の資源を活用した取組みを推進する。	低コスト培養の実現を目指し、脱水分離液を用いた多種藻類(ユウグレナ以外)の培養検討を行う。	A		
						環境部	環境政策課	三瀬村に整備した小水力発電施設洞嶋の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。	環境学習の場として活用する際に、水力発電のしくみなど再生可能エネルギーに関する説明を行い、啓発を行った。 ・6/23環境フォーラム体験講座 ・11/25再エネ学習会 等	引き続き、施設の積極的な活用を広報し、再生可能エネルギーに関する学習の機会を提供する。	小水力発電施設洞嶋の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。また、東よか拠点施設に地中熱利用空調システムの導入を検討する。	B		
						環境部	循環型社会推進課	灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、ポスター・ステッカー及び見える化システム等による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	平成30年度では新たに三瀬中学校、北山東部小学校、松梅公民館が追加され、供給先公共施設数は、113箇所となった。平成30年度に兵庫小学校の4年生を対象とした出前授業を実施した。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、見える化システム及び環境学習用教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	B		
				農林水産部	森林整備課	木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。	県内6森林組合により構成された「さが木質バイオマス利用推進協議会」に4回、同作業部会に8回参加し、検討を重ねた。	今後も継続する。	木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。	A				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度				
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入			
													A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入	
				②市役所自身の再生可能エネルギーの活用	回収した廃食用油から精製したバイオディーゼルの活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。 また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場内の再生プラントで100%バイオディーゼル燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等に使用するとともに、新型車両に対応した次世代型バイオディーゼルの精製技術導入に向けた準備を進める。	・100%バイオディーゼル燃料を精製して、市営バス3台、ごみ収集車等3台、重機1台、その他車両3台の計10台に使用した。 ・新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術導入に向けた準備を進めている。	・100%バイオディーゼル燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等への使用を模索しながら、新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製装置への更新に向けた準備を進める。	・清掃工場内の再生プラントで100%バイオディーゼル燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等への使用を模索しながら、新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製装置への更新に向けた準備を進める。	B			
							企画調整部	バイオマス産業推進課							
							上下水道局	下水エネルギー推進室	下水浄化センター発電自給量について、36年度を目標年度とし、4,993千kWh/年まで増加させる。	安定した施設運用のため他のバイオマス市場調査についてバイオマス産業都市推進課に要請し対応する。	民間活力導入可能性調査によって、域内のバイオマス活用を求める市場調査を実施した。提案された企業は1社のみであった。 今後は、衛生センター及び提案企業のバイオマスを優先的に受入れ、浄化センターの効率的な運転がある程度確保できるところまでスキームを確立したい。	下水浄化センター発電自給量について、令和6年度を目標年度とし、4,993千kWh/年まで増加させる。	A		
				③廃食用油の新たな利用方法等の検討	回収した廃食用油の新たな利用方法として、新型車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高品質化や、発電機など車両以外への使用について調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	軽油と同等質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製の実用化に向け、触媒の工夫や実証機の改良、実走テスト等の研究開発を進める。	高品質バイオディーゼル精製装置の安定性、精製燃料の安全性を確認し、実用化に向けた検証を行った。 11月、1月：精製装置調査、燃料分析 12月、2月：実走テスト	・軽油と同等質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製の実用化に向け、佐賀市への装置移設整備、試運転等を進める。 ・次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術を活用してバイオジェット燃料を精製する事業の支援を行う。	・軽油と同等質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製の実用化に向け、佐賀市への装置移設整備、試運転等を進める。 ・次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術を活用してバイオジェット燃料を精製する事業の支援を行う。	B			
							環境部	循環型社会推進課							
							環境部	循環型社会推進課							
2資源を活かす循環のまち	市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等に取り組み、廃棄物の発生を抑制している。	2-1 3Rの推進啓発	①家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①家庭系ごみのリデュースの推進	市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバッグ)持参運動やごみを出す際の指定袋の有料化、エコ料理の普及啓発等により、ごみを出さない生活を促す市民意識の醸成に努めます。 また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器包装の発生抑制のため、イベント等において、マイボトル持参の普及啓発を行います。	環境部	循環型社会推進課	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参呼びかけのキャンペーンを実施する。	・家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」のリーフレットを作成し、エコプラザ利用者を始め、出前講座やイベント参加者等に配布し、啓発を行った。 ・市内のスーパー2店舗において、マイバッグキャンペーンを実施し、マイバッグ持参呼びかけた。	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参呼びかけのキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参呼びかけのキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。	B			
							環境部	循環型社会推進課	エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。 講座開催数:81回 イベント開催数:29回	・引き続き、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	A		
							環境部	循環型社会推進課	地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付した。交付団体:215団体 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:65回 サポート実施件数:246件 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行った。補助件数:122件	・引き続き、資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・引き続き、生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・引き続き、家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	B	
							環境部	循環型社会推進課	飲食店での食べ残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終わりの10分は席で食事をするよう呼びかけ)などを推進します。 また、事業者一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業者食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。	・エコプラザの会議室利用者に、3010運動や食品ロスゼロ推進店について周知した。 ・全国おいしい食べきり運動ネットワークへ参加し、他市の事例等について随時情報収集を行った。 ・3010運動及び食品ロスゼロ推進店について、市報又は月間情報誌に特集記事を掲載した。 ・全庁メールで、市職員に3010運動の実践と食品ロスゼロ推進店の利用を呼びかけた。 ・多量排出事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書を提出させた。多量排出事業者:75社	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業者食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業者食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。	B	
							環境部	循環型社会推進課	資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみとの分別を徹底していくほか、市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供等の実施を検討します。	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、堆肥製造の実証実験を行い、成分分析や出口戦略等の支援を行う。	・紙ごみの分別、古紙回収業者の利用等を直接搬入の業者等へ周知を行った。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、公募により選定された事業者による堆肥製造の実証実験及び成分分析等の支援を行った。	・今後も継続的に資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	A	
							環境部	循環型社会推進課							
			③ごみの減量の啓発推進	①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、『ごみカレンダー・分別表』等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法を分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。	環境部	循環型社会推進課	・市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供した。 ・持ち込まれた家庭ごみのその後について、ぶんぶんテレビにて広報した。 ・AIによる自動回答「チャットボット」を4課合同で開始した(1/28～)。 ・「家庭版3010運動」、「チャットボット」について、さがテレビにて広報した(12月・2月) ・3R推進月間として、「家庭からの燃えるごみの減量」、「エコプラザの利用」について月刊情報誌「MOTEMOTEさが」に特集記事を掲載した(10月号)。 ・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布した。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を随時提供した。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。 参加校:私立高校4校(645人)	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、多言語による「ごみ出しガイド」を作成し、配布する。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」の広報に努め、配布する。また、ガイドブックを活用した出前講座を行う。 ・今後も市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施する。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」の広報に努め、配布する。また、ガイドブックを活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施する。	A			
							環境部	循環型社会推進課	事業所訪問数目標:15事業所 引き続き、実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行った。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行う。	市内の事業所を対象として、古紙のリサイクルをテーマとした「ごみ減量セミナー」を開催した(2月)。 ・実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行った。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行った。 ・事業所訪問数:23事業所	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者等に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を随時行う。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導等を行う。	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者等に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を随時行う。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導等を行う。	A		
							環境部	循環型社会推進課							
							環境部	循環型社会推進課							
							環境部	循環型社会推進課							
							環境部	循環型社会推進課							

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入	
				③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。 ・環境ビジネスの創出・販路開拓・異業種との連携等を目的とした環境ビジネスマッチングイベントを実施する。	・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 見学者数：7,905名 ・環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。 参加者数：5,801名(81講座、32イベント)	・引き続き、各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。	A	
				④市役所自身のごみ減量行動の推進	(i)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル 「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。 (ii)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用 浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。 (iii)ペーパーレス化の推進 文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。	建設部	建築指導課	公共工事担当課への制度周知を行う。	年2回(4/18、10/1)全庁各課に周知・啓発のメールを送信した。	今後も同様年2回、周知・啓発を行う。	公共工事担当課への制度周知を行う。	B	
						上下水道局	浄水課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、平成36年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	浄水汚泥の再利用率：H30年間実績94.9%	目標値を目指し、汚泥の再利用率の向上に努めている。	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	A	
						上下水道局	下水道施設課		H30年度下水汚泥 肥料化率92.6% 汚泥発生量 10,598t(うち肥料化9,818t)	汚泥発生量は処理水量及び水質負荷に比例するため、肥料化率は地区別汚水処理人口に左右される。	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	A	
						総務部	総務法制課 財政課 契約監理課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	文書管理システムの活用を継続している。 財務会計システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムを継続して活用する。 財務会計システムを継続して活用する。 電子入札システムを継続して活用する。	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	B B B	
						企画調整部	情報課	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	庁議・経営戦略会議・指名等審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されており、タブレットの利用が浸透してきている。	環境マネジメントシステム内部監査時におけるペーパーレス利用等、タブレット端末の貸出要望は多い状況となっている。引き続きタブレット端末の貸し出しを推進していく。	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	A	
	2-2 ごみの適正処理	(1)効率的な処理施設の運用		①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラトホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、適正化指導書を発行し、厳しく対応する。	平成30年度の検査結果は以下のとおり。 検査：5,295回 口頭注意を含む違反：176回 この他にも排出のマナーの悪い事業者に対して直接指導を行なった。	今後も検査を続け、必要に応じて収集運搬業者及び排出事業者に対して指導を行なっていく。	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラトホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみや市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、前注意書を発行、改善しなければ、適正化指導書を発行し、厳しく対応する。	B	
				②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	排ガス中の有害物質は工場内の分析計による自主測定で常時測定するとともに、第三者機関による定期的な測定を実施した。また、ごみビートの空気及び溜まった水を焼却炉でのごみ燃焼に利用することで悪臭が場外に漏洩しないよう努めた。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	B	
				③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	下記の設備更新・改修を実施した。 水処理施設の調整槽ブロブ及び給水ポンプの部品交換、高圧引込ケーブルの老朽化に伴う更新 第三工区の浸出水移送ポンプの更新	引き続き、各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	B	
		(2)収集体制の適正化		①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを毎日行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては指導を行った。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。(カラスネット70枚、BOX型26か所)	・引き続き、巡回パトロールを行い、違反ごみに対する注意、指導を行っていく。 ・引き続き、カラスネット等の購入補助を行っていく。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	A	
				②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。	環境部	循環型社会推進課	・直営によって、佐賀地区及び久保田町の一部の燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	・地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し、運搬した。 ・委託業者が収集運搬を適正に行っているかを毎月報告書提出させ、確認している。また、分別・収集について問題等が発生した場合、状況を確認し、市民若しくは委託業者に指導を行った。(口頭176件、文書86件、適正化指導3件)	・直営については、引き続きごみを適正に収集し、運搬する。 ・委託については、今後も適正に業務を行なわれているか確認し、指導を行っていく。	・直営によって、佐賀地区及び久保田町の一部の燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	A	
				③資源物持ち去り行為防止対策	ごみ集積所に出された再生可能な資源物は市が適切にリサイクルしており、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。	環境部	循環型社会推進課	市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。	・市民からの情報提供をもとに地区を選別し、パトロールを実施した。 ・警察へ持ち去り者の情報を提供し、協力を依頼している。 ・パトロール実施日及びごみカレンダー地区は以下のとおり。 ・8/2(月) 八戸溝地区・8/20(月)F地区 ・8/21(火)A地区・8/23(木)K地区 ・9/3(月) 多布地区 ・1/24(木) 神園地区 ・9/12、収集・運搬禁止命令書を複数回交付している持ち去り常習者を、佐賀南警察署へ告発した(3回目：すべて同一人物)	今後も市民からの通報をもとにパトロールを実施していく予定である。	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。 ・市民からの申し出に応じ、市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持ち去りの抑止、及び持ち去り者を特定を行う。	A	
						環境部	環境保全課	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	循環型社会推進課と連携し、早朝パトロールを実施した。(8/20・21・23、9/3、1/24)	今後も循環型社会推進課と連携し、パトロールを行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	A	
				④ごみ分別方法の統一化等の見直し	一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分や処理方法、処理体制等が異なるため、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。	環境部	循環型社会推進課	諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で準備を進める。	・諸富町、三瀬地区の分別方法については、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で協議した。	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で準備を進める。	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で準備を進める。	B	
		(3)民間施設の活用		①民間のごみ処理施設の推進	草類や剪定枝は、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。また、現在は焼却処理している生ごみや紙おむつ等のリサイクル、焼却灰の溶融処理以外のリサイクルなど、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼した。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼した。 ・生ごみを多量に排出する事業者には、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行った。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	引き続き、 ・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・引き続き、佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	A	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)		
											A~D	評価がC又はDの場合は理由を記入	
3 水とみどり が あ ふ れ る ま ち	地域の自然・生物多様性を保全し、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。	3-1 清らかな水辺の確保	(1)水辺空間の整備	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部	河川砂防課	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	B	
						建設部	北部建設事務所						
						建設部	南部建設事務所						
				②多自然型護岸の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石柵工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	農林水産部	農村環境課	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	今年度2か所実施している。	今後も継続する。	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	B	
						建設部	河川砂防課	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	地蔵川において環境配慮型ブロックによる護岸築造を行い、魚巢や植生が形成できるようにした。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	B	
						建設部	北部建設事務所						
			建設部	南部建設事務所									
			(2)河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全	河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫(水底に堆積した土砂をさう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	農林水産部	農村環境課	予算の範囲で行う。	今年度は地元が行う浚渫は約40件実施している。	今後も継続して地元の浚渫に対して補助金を出して支援していく。	予算の範囲で行う。	B	
						建設部	河川砂防課	浚渫や護岸整備を随時行う。	市民清掃で困難な箇所は、伐採及び除草を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	浚渫や護岸整備を随時行う。	B	
						建設部	北部建設事務所						
				建設部	南部建設事務所								
				②地域が一体となった農村環境整備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	今年度は約70の多面的機能支援事業に取り組みが行われた。	今後も継続する。	地域の保全活動を支援する。	B	
		農林水産部				農村環境課	早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	今年度は嘉瀬・本庄地区で8件約1900万円の水草除去を行った。	今後も継続する。	早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B		
		建設部	河川砂防課			嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬、鍋島地区においてナガエツルノゲイトウの除去を行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B			
		③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	建設部	南部建設事務所	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	久保田、川副、諸富地区においてブラジルチドメグサの除去を行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B			
				環境部	環境政策課	特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。平成31年度以降の方策について、関係部署と協議を進める。	施設管理者と定期的な連絡会議を開催し、発生状況や効果的な防除方法について情報を共有した。発生しやすくなる水路等受益者(市民)に対して、地域へのチラシ配布などにより注意喚起と情報提供を呼びかけた。	水路等施設管理者による除去・拡大防止に努めているが、防除時一部根や茎が残り翌年も発生する箇所も多く、現状維持で根絶までに至っていない。今後とも市民や関係部署と連携して拡大防止に努めるとともに、効果的、効果的な防除体系の確立に向けて取り組む。	特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。	A			
				建設部	河川砂防課	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浚渫や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	必要用具の貸出しやごみの回収を行った。 ・用具等の貸出し 春の河川清掃約500件、秋の河川清掃約600件 ・延べ参加人数(自治会、事業所等) 春44,919人、秋44,097人	今後も取り組み計画どおり進めていく。	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	B			
				建設部	南部建設事務所								
		3-2 豊かなみどりの確保	(1)森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	市有林の下刈21.48ha、間伐40.00haを実施した。	今後も継続する。	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	A	
						農林水産部	森林整備課	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	会合を4回開催し、計画作成者それぞれに事業の進捗確認を行った。	今後も継続する。	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	B	
						農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により自治公民館1館、小学校5校の建築工事で地元産材を活用した。	今後も継続する。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	A	
				③地元産材の活用促進	地元産材の需要創出による林業の活性化を図るため、木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用します。	建設部	建築住宅課	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を目標値以上の35%以上行った。	今後も継続する。	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。	A	
						農林水産部	森林整備課	「ふじ森林文化フェスタ」に430名、春と秋の「森林浴体感ツアー及びモニターツアー」に137名、「林業就業体験」に21人が参加した。	「ふじ森林文化フェスタ」に430名、春と秋の「森林浴体感ツアー及びモニターツアー」に137名、「林業就業体験」に21人が参加した。	今後も継続する。	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親林交流隊等)と協力し啓発に努める。	A	
				④森林の持つ役割の啓発	市民が木と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	建設部	緑化推進課	植樹・育樹活動を行っている13団体へ緑の募金による助成を行った。	次年度以降も緑の募金事業として支援を行う予定。			A	
総務部	契約監理課					間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し、全部署で導入できるようにしている。	今後も間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	B			
⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。			建設部	緑化推進課	地域の緑化活動支援を330件行う。	地域の環境緑化活動支援を306件行った。	活動を休止する団体があり、件数は減少したが、新規で活動を開始する団体もあるため、支援件数は横ばいになると予想される。今後も引き続き支援を行う。	地域の緑化活動支援を330件行う。	B			
				建設部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を16箇所行った。	交換する電灯具がある場合には、LED化を積極的に進行。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	A			
				農林水産部	農業振興課	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	平成30年度に5件のマッチングを行った。	今後も市報やチラシの配布等で、農地の出し手・受け手の募集を行っていく。	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	B			
(2)農用地の確保	①農用地の保全			就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	有機・特別栽培、エコ農業の取り組みや環境配慮型機械の導入、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業の普及を推進します。	有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。	平成30年度に39回実施した。	今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農薬や化学肥料を使わない、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。	有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。	C	荒天により中止の回があった。
					建設部	緑化推進課	公園施設のバリアフリー化や安全性の向上を進め、誰もが快適に利用できる公園にします。また、公園の整備・再整備を行う際は、地域住民の意見を反映しながら、地域の特性を活かし、魅力ある公園づくりを進めます。						
	建設部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を16箇所行った。	交換する電灯具がある場合には、LED化を積極的に進行。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	A						

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入		
				③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	建設部	緑化推進課	佐賀市みどりの基本計画に基づき、街路樹の整備を計画的に行う。	公共施設への花苗配布を455件行った。	花苗配布については、今後も計画的に行う。	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。	A		
						建設部	道路整備課		街路樹を選定した。(市道大財北島線)	取り組み計画通りに進めていく。		B		
				④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	農林水産部	農業振興課	市主催の食と農体験交流ツアー(さのよかとこアグリツーリズム)及び農山漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業(さがアグリツーリズム支援事業)への参加者を昨年度より増加させる。(H29実績 263名)	・食と農体験交流ツアー参加者204名 ・農山漁村交流支援事業参加者1800名	今後とも、特色ある地域資源を活かした交流事業を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムに関する情報を発信し、都市との地域間交流により、農山漁村の活性化を図る。	市主催の食と農体験交流ツアー(さがのよかとこアグリツーリズム)及び農山漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業(さがアグリツーリズム支援事業)への参加者を昨年度より増加させる。(H30実績 2004名)	A		
						3-3 生物多様性の保全	(1)希少種等の保全	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	環境部	環境政策課	佐賀市自然環境懇話会を開催する(2回程度)工事の前後に環境調査を行う	佐賀市自然環境懇話会を開催した(9/3、12/25) 検討した件数:23件 環境調査を行った(40件)	引き続き、環境調査依頼は随時受け付ける。	佐賀市自然環境懇話会を開催する(2回程度)工事の前後に環境調査を行う
				環境部	環境政策課				白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託した。 草刈・清掃:4回 樹木剪定・伐採:990kg 水草除去:3回 巡回数:228日 市ホームページを更新し、観察できる生き物の状況等の情報を発信した。	引き続き、維持管理を行う。	白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。 ホームページで情報を発信する。	A	
				環境部	環境政策課				外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置したり、エコプラザにパネルを展示するなど、周知を行った。	引き続き、広報を行う。	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	A	
				(2)自然観光資源の保全と活用	①北部山麓一帯の活用推進	建設部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	金立山シャワーロードの維持管理を行った。 支障木伐採:8箇所 除草:2回 低木剪定:2回	緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	A		
						経済部	観光振興課	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダムの駅・北山・山中キャンプ場などもPRした。 ・富士しゃくなげ湖でのボート宿誘致を支援した。	・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・イベント等を通して古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダムの駅・北山・山中キャンプ場などもPRする。	・北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどのPRを行う。 ・自然環境を活かした体験型イベントなどを開催する。	B		
						教育部	文化振興課	国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	7月に国指定天然記念物「エヒメアヤメ」自生地の除草を実施。	今後も計画的に実施する。	国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	B		
				②希少生物の保存と観光資源活用	有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動を支援します。	東与賀支所	東与賀支所	シチメンソウまつりの開催や、シチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	・観光資源であるシチメンソウの育成の妨げとなっている葎等の伐採やゴミの除去・回収等をボランティア、業者及び市職員で対応した。 ・シチメンソウの種取り、種蒔きをシチメンソウを育てる会を中心に行った。	・シチメンソウの立ち枯れ状況を鑑み、ヤード外からも種取りを実施。種蒔きを行い種の保存に努めた。 ・今後も同様の事業を継続していく。	シチメンソウまつりの開催や、シチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	A		
						農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	6～8月に1回、10～12月に1回の計2回の除草、伐採を地元自治会が行った。	今後も継続する。	良好な管理を行う。	B		
						(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース	①干潟の保全	環境部	環境政策課	「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿った取り組みを、協議会環境保全検討部会を中心に推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・潟泥堆積に関する検討体制の構築 など	○海岸清掃 ・企業やボランティアにより継続的に実施された。 ・職員による定期的な清掃活動も実施 ○シチメンソウ保全活動 ・立ち枯れの原因究明及び今後の対策について東与賀支所を中心に研究者や識者との意見交換会が行われ、今後の対策について協議した。 ○海岸漂着物対策 ・大雨による漂着物は県により回収・処分された。 ○東よか干潟底生生物調査 ・市民調査を5、9月に行った。 ・条約登録区域周辺の調査を佐賀大学に委託した。	○東よか干潟の保全に関しては、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿った取り組みを、協議会環境保全検討部会を中心に推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・潟泥堆積に関する検討体制の構築 など	B	
環境部	環境政策課	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	○東よか干潟ラムサールクラブ ・8回開催(1回中止)。また、荒尾市で開催されたKODOMOラムサールに参加した。 ・野鳥観察会、干潟の生き物調査、他の湿地との交流を通じて、東よか干潟の価値や魅力を体感し自然環境の保全の重要性を理解することができた。 ○東よか干潟ボランティアガイド ・全26名でガイドを実施 ・年間4,482人の来訪者を案内した。 ・視察研修や現地研修を行い、ガイドスキルの向上を図った。 ○小中学校の干潟学習の支援 ・小学校4校に対しバス借上料金の一部を支援した。(9台分) ・402名の来訪があり、必要に応じボランティアガイドを配置し案内・説明を行うなど、学習の質の向上につなげた。 ○東よか干潟拠点施設の整備 ・建築実施設計を実施 ・展示実施設計を実施 ・地中熱利用空調システムの導入に係る現地熱応答試験を実施 ・その他関係者と施設整備について説明・協議を行った。	○東よか干潟ラムサールクラブ ・今後も子ども達の学習機会の確保と未来のリーダーを育成するための取り組みを継続する。 ○東よか干潟ボランティアガイド ・今後も引き続きガイドスキルの向上を図り、おもてなしの精神をもって、来訪者に喜ばれるガイド体制を構築する。 ○小中学校の干潟学習の支援 ・今後も引き続き、小中学校の干潟学習の機会の提供・支援を行い、ふるさとの財産としての誇りや、自然環境のすばらしさや重要性などについて、理解を深める取り組みや工夫を行いたい。 ○東よか干潟拠点施設の整備 ・建築実施設計について、地中熱利用空調システムの導入検討に時間を要し、平成31年4月末まで契約期間を延長した。ただし、整備スケジュールには影響はない。	東よか干潟ラムサールクラブに関しては、平成31年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など			A						

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの 場合は理由を記入
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)		
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力在市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	観光パンフレット・ホームページ等でPRする。市南部地域を巡る周遊バスや、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	観光パンフレット等でのPRを行った。 南部地域を巡る周遊バスを土日・祝日に運行した。 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ期間中の土日・祝日には、バルーン会場からのシャトルバスを運行した。	観光パンフレット等でのPRを行う。 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ期間中の土日・祝日には、バルーン会場からのシャトルバスを運行する。	観光パンフレット・ホームページ等でPRする。 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	B	
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力在市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。	環境部	環境政策課	現地案内機能(ボランティアガイドやガイダンスルーム機能)の充実を図り、東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に沿った取り組みを関係団体と連携し推進していく必要がある。 また、拠点施設の完成を見据えた干潟の利活用についても協議会ワイズユース検討部会を中心に協議を進める。 ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発掘・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	○観光バスの運行 バス利用者に対し、現地ボランティアがおもてなしの精神を持ってガイドしたことは多方面から評価を得ている。 ○ガイダンスルームによる情報提供 東よか干潟の魅力や価値を発信し、特に設置している干潟の生き物の塗り絵は好評であった。 ○干潟の恵みのブランド化 シギの恩返し米プロジェクトによるブランド米については、シギの恩返し米プロジェクト推進協議会により普及啓発がなされ、認知度が高まった。これにより東よか干潟をさらに知ってもらう機会となっている。	○観光バスの運行 好評であったが、利用者の伸び悩みにより3月末日をもって運行が終了した。 ・今後拠点施設が開館を控えているため、現地までの足の確保が今後の課題である。 ○ガイダンスルームによる情報発信 東よか干潟の価値や魅力について情報発信を行った。また、利用者のオーダーに基づき現地の案内を行うなど、東よか干潟の普及啓発にも貢献している。 ○干潟の恵みのブランド化 シギの恩返し米プロジェクトは更なる認知度向上のため継続した取り組みが必要である。	現地案内機能(ボランティアガイドやガイダンスルーム機能)の充実を図り、東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に沿った取り組みを関係団体と連携し推進していく必要がある。 また、拠点施設の完成を見据えた干潟の利活用についても協議会ワイズユース検討部会を中心に協議を進める。 ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発掘・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	A	
		3-4 自然環境 と調和した 都市づくり	(1)みどり や水と共存する都市 景観の形成	①都市の風致の維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めています。	建設部	都市デザイン課	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	申請許可1件	今後も適切な規制誘導を行う。	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	B	
				②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	建設部	都市政策課	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	協定や地区計画等のルールづくりについて、市民からの要望等なく、実績なし。	今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	B	
				③良好な景観の形成	景観形成地区の指定や建築行為等の際の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物等の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	建設部	都市デザイン課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。	景観届出誘導99件 景観賞223件 屋外広告物許可779件	今後も適切な誘導を行う。	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。	B	
			(2)歴史や文化に根ざした環境の保全	①歴史あるみどり空間の保全	天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	建設部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	保存樹新規登録本数:2本 樹勢回復治療本数:5本	今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	A	
				②景観重要建造物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	建設部	都市デザイン課	景観重要建造物等の補修等に対し、11件の助成を行う。	助成件数6件	今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	C	所有者の都合により計画通りに補修が実施されなかったため、連携を図るよう努める。
4 安全で快適な生活環境のまち	市民一人ひとりが、生活環境の向上に取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の改善	(1)生活に密着した環境問題の改善	①ペットの適正飼育の促進	ペットの飼育主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等とともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ方教室の開催 ・動物との共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	・狂犬病予防集合注射を4月に実施(37会場、2,294頭) ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ方教室を開催(9月～11月計10回) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(4月～オス19匹メス128匹、助成額273万5千円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス27匹メス73匹、助成額34万6千円) ・公園を棲み処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス18匹メス28匹、助成額529,416円)	今後も狂犬病予防集合注射、犬猫の適正使用の啓発、犬のしつけ方教室の開催、猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ方教室の開催 ・動物との共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	A	
				②衛生害虫駆除の推進	水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	・委託によるアカイエカの防除。(幼虫発生河川数(単)が312、さなぎ発生河川数(単)が137。) ・ヤブ蚊対策の啓発。(出前講座2回。) ・衛生害虫等に関する相談対応。(3件)	・幼虫発生河川数(単)、さなぎ発生河川数(単)について、一昨年度から昨年度は若干増加したが、今年度は微減している。 ・出前講座や衛生害虫等に関する相談については、要望があれば、その都度対応する。	・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	A	
				③家庭ごみ等の野外焼却の禁止	家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	煙害等の通報があった際には職員が現場に行き、ごみ焼却をしないよう指導を行った。(68件)	今後も市民からの通報等に基づき、ごみを焼却しないよう指導を行っていく。	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	A	
				④身近な生活環境改善の啓発	生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	生活環境に関する相談対応を行う。	生活環境に関する相談対応(100件)	苦情件数自体は若干増加傾向にある。引き続き生活環境に関する相談の対応をする。	生活環境に関する相談対応を行う。	A	
				⑤空き家等の適正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	建設部	建築指導課	危険な空き家に対して解体費の助成を10件行う。	助成件数7件	今後も引き続き助成制度の周知を行う。	危険な空き家に対して解体費の助成を10件行う。	B	
				⑥不法投棄の防止対策	パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	環境パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	引き続き、パトロールを実施し、不法投棄ごみに対する排出者への指導やごみの回収を行っていく。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	A	



環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価				
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入				
				②市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進	毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。	環境部	環境保全課	6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援する。	・6/3に「県内一斉ふるさと美化活動」を実施した。(参加者627団体、44,064人) ・10月を「市民一斉清掃月間」として、自治会等の清掃活動を推進し、支援した。(参加者522団体、44,097人)	今後も「県内一斉ふるさと美化活動」や「市民一斉清掃月間」等の清掃活動を推進、支援していく。	県内一斉ふるさと美化活動(10月)や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。	A				
						地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	引き続き、地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行っていく。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	A				
						③安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保	水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	浄水課	水質事故0%を維持する。	H30年度:水質事故0%維持	今後も水質事故0%の維持に努めていく。	水質事故0%を維持する。	A		
				②水道フェアの開催等による啓発	市ホームページや出前講座、水道週間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	総務課	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年10回以上の開催を目標値とする。	水道フェア開催済み(6/2) 出前講座H30年度実績:4回	出前講座の要望に対して随時開催し、水道のPRを行っていく。	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年6回以上の開催を目標値とする。	C	出前講座の開催要望が想定を下回ったため。				
				③水道水の水質検査の実施	毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。	上下水道局	浄水課	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	毎月1回公表	今後もホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行っていく。	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	A					
				4-2 生活排水の対策	(1)下水等の処理	①公共下水道への接続率向上と適正管理	下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局	業務課	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	夜間訪問により、日中留守のお宅に対しても接続指導を行うことができた。夜間訪問件数120件中、面談件数95件。	引き続き、夜間訪問を実施し、接続に対する意識を高めていく。	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	A			
							②農業集落排水の適正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。	上下水道局	下水エネルギー推進室	放流水質基準内の排水を行う。	整備率94.1%	適正に処理を行っている。	より一層の注意を払って管理する。	放流水質基準内の排水を行う。	A	
							③市営浄化槽の設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	上下水道局	下水道工務課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	整備率53.3%	申請に基づき設置工事を推進するとともに、未設置に個別訪問を行うなど普及啓発に努める。	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	A		
				4-3 地域環境の保全	(2)し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施し、処理停止日数0を達成した。	今後も処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施し、処理停止日数0を達成していく。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	A			
							②公害等の発生防止対策	①事業所等への環境保全関連の指導	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。	環境部	環境保全課	事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を行う。	事業所等に対する指導や立入調査(55件)を実施した。	今後も計画どおり事業所等に対する指導や立入調査を実施していく。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	A	
								②水質汚染への対応	河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	農林水産部 建設部	農村環境課 河川砂防課	迅速に対応する。 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	今年度は油流出3件、洗剤流出1件が発生し、迅速に対応を行った。 その中で、洗剤流出については、魚のへい死が発生したが、関係機関と連携し対応を行った。 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施した。	今後も継続する。 今後も取り組み計画どおり進めていく。	迅速に対応する。 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	B B	
				③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部 企画調整部	農業振興課 バイオマス産業推進課	飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	生産組合長等を集めて実施した経営所得安定対策の説明会において、耕畜連携助成等についても説明し、多数の農業者が取り組みを行った。	生産組合長等を集めての説明会で、耕畜連携助成等の推進を行っていたが、農家等から簡略化してほしい旨の申し出もあり、説明会を開催するか再検討を行う。農家への周知は、手法を検討しつつ継続する。	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	B					
					④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制	麦わら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することで、わら焼却を抑制し、環境や人への煙害を防ぎます。	農林水産部	農業振興課	麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	麦わら、稲わらの有効活用に関するチラシの窓口設置や生産組合長等を集めての説明会等で麦わら有効利用について説明を行い、取り組みを推進した。	生産組合長等を集めての説明会で、麦わら有効活用の推進を行っていたが、農家等から簡略化してほしい旨の申し出もあり、説明会を開催するか再検討を行う。農家への周知は、手法を検討しつつ継続する。	麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	B				
					③化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策	施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。	環境部	環境保全課	化学物質の使用に関するガイドラインの周知と、薬剤使用実態調査を行う。	・庁内の薬剤使用実態調査を行った。(7～8月) ・薬剤使用実態調査結果に基づき、ガイドラインの周知と薬剤の適正使用の啓発を図った。 ・県主催の農業適正使用説明会(12月)への参加を庁内に促した。	今後もガイドラインの周知や薬剤使用実態調査を実施していく。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	A			
				②学校における適切な環境の維持及び改善		児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規準に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しもしています。	教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(全市立小中学校・各2箇所)	夏休み期間に、市立小中学校104箇所ホルムアルデヒド等の検査を実施した。	室内空気中のホルムアルデヒド等の濃度を下げるには、換気を十分に行うことなど運用面での対応(換気扇の稼働、吸気確保等)に係る注意喚起を行った。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)	B				

環境基本計画に掲げる基本目標横断プロジェクトの取り組み

プロジェクト	担当部	担当課	平成30年度の取り組み状況（実績）			令和元年度の取り組み		取り組みに対する自己評価	
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入	
① バイオマス産業都市さかの構築	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃工場の余剰電力(再生可能エネルギー)を市内の公共施設に供給する、電力の地産地消の推進。</li> <li>節電支援システム導入による各公共施設の節電を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余剰電力を、昨年度までの市内小中学校・本庁舎・公民館等の110公共施設に加え、新たに三瀬中学校、松梅公民館、北山東部小学校の3公共施設に供給し、電力の地産地消を進めている。</li> <li>節電支援システムの各公共施設の利用履歴を確認し、利用されていないところには再度周知を実施し、各公共施設の電気使用量の見える化・節電の推進を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も電力の地産地消の推進を進め、新に供給したい施設があれば関係部署と協議していく。</li> <li>各公共施設の使用時のピーク電力を抑えるために、各公共施設に導入されている節電支援システムの電力超過通知メールの利活用推進を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃工場の余剰電力(再生可能エネルギー)を市内の公共施設に供給する、電力の地産地消の推進</li> <li>節電支援システム導入による各公共施設への節電の推進</li> </ul>	A		
		企画調整部	バイオマス産業推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等への取り組みを進めるとともに、「さが藻類産業研究開発センター」で藻類培養や抽出などの研究・開発に取り組み、また藻類が有する成分の有効性を研究する。</li> <li>二酸化炭素の安定供給に取り組みとともに、植物工場等の誘致や多方面での活用を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さが藻類バイオマス協議会」において、会員への訪問や意見交換を実施し、市場調査の情報提供等を行った。また、佐賀大学に設置した「さが藻類産業研究開発センター」において、藻類に関する研究を実施するとともに、佐賀大学の理工学部や医学部とも連携し、有用成分探索の研究についても開始した。</li> <li>佐賀の藻類に関する取組をPRするため、8月、10月、11月に首都圏で開催された展示会へ出展した。</li> <li>藻類や二酸化炭素の利活用についての技術連携を進めるため、オランダの政府機関と協力覚書を締結した。</li> <li>二酸化炭素の安定供給のため、植物工場等の誘致活動を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>藻類産業の創出と地場産業の活性化に向けて、「さが藻類バイオマス協議会」による様々な事業の実施や新規会員募集活動、また、「さが藻類産業研究開発センター」を活用した研究開発についての周知を図る。</li> <li>二酸化炭素をはじめとする様々なバイオマス資源の新たな活用についても検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組む。</li> <li>本年度、事業を開始する2つの植物工場への二酸化炭素の安定供給に取り組む。</li> <li>新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。</li> </ul>	B	
	上下水道局	下水エネルギー推進室	下水エネルギー推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生センターの施設改築更新に係る効率的な整備手法の検討(環境部と協業)</li> <li>味の素(株)九州事業所からの地域バイオマスの効率的な集約方法の検討(固形状資源から液状資源受入方法への見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生センターの施設改築更新に関しては、し尿に対し前処理のみを実施して、下水浄化センターへ移送する構想の下、最も効率的な施設の基本計画を立案した。</li> <li>味の素(株)九州事業所より、固形状資源受入から液状資源受入れの意向が示され、最も効率的な整備手法として専用圧送管を用いた検討に着手している。</li> <li>資源受け入れ方法の見直しによって、バイオマス受入棟が不要となり施設計画がスリム化されたことで事業費の縮減に繋がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生センターの事業効果の試算や運営方法、各種整備に伴う各部門間の調整業務が発生する。</li> <li>全国初の取り組みとなるが、味の素(株)九州事業所側で専用圧送管を用いた事業計画を検討されており、引き続き事業関係者との協議を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【衛生センター関連】</li> <li>衛生センターの運用方法に関連した法的整備(条例改正の手続き等)</li> <li>衛生センターと八田ポンプ場を接続する圧送管路の検討</li> <li>【味の素関連】</li> <li>事業化に向けた協議の継続</li> </ul>	B	
	環境部	循環型社会推進課	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用</li> <li>高品質なバイオディーゼル燃料を精製できる装置の導入に向けた調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100%バイオディーゼル燃料を精製して、市営バス3台、ごみ収集車等3台、重機1台、その他車両3台の計10台に使用した。</li> <li>高品質バイオディーゼル精製装置の安定性、精製燃料の安全性について実証試験を行い、精製装置の更新に向けて概ねの目処を立てることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100%バイオディーゼル燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等への使用を模索しながら、新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製装置への更新に向けた準備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用</li> <li>新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製装置の導入</li> </ul>	B	
	環境部	循環型社会推進課	循環型社会推進課	市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品リサイクル業の創業を目指す市内事業者に対し、堆肥製造の実証場所の提供や成分分析等の支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市内での食品リサイクル業創業に向け、公募により選定された事業者が行う実証実験に対し、成分分析や出口戦略等の支援を行う。</li> <li>もみ殻の堆肥材料としての可能性について調査を行う。</li> </ul>	市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施	A	

プロジェクト	担当部	担当課	平成30年度の取り組み状況（実績）			令和元年度の取り組み		取り組みに対する自己評価		
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	評価がC又はDの場 合は理由を記入		
② 環境教育の推進	子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。	1. 佐賀市学校版環境ISO	環境部 教育部	環境政策課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員を対象に、各種研修会を実施する。</li> <li>・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。</li> <li>・社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生(附属小は3年生)に配布する。</li> <li>・子ども環境作品展を実施する。</li> <li>・子ども環境活動発表を実施する。</li> <li>・表彰事業(ISO活動が盛んな学校を表彰する)</li> <li>・希望するすべての学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。</li> <li>・小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育担当者研修会を実施した。(5/8 参加者51人)</li> <li>・環境教育指導者研修会を実施した。(8/2 参加者14人)</li> <li>・要望のあった学校のISO認定校の看板を製作した。(4校)</li> <li>・社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生(附属小は3年生)に配布した。</li> <li>・15校を更新審査(訪問審査)し、取り組みの状況を確認した。</li> <li>・小中学校が清掃工場を見学する際のバス借上料の一部を助成した。(14台分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・36校を報告審査(書類審査)し、取り組みの状況を確認する。</li> <li>・子ども環境作品展を実施する。(11/8～11/14 応募:ポスター464点)</li> <li>・子ども環境活動発表を実施する。(2/13 3校発表)</li> <li>・表彰事業(ISO活動が盛んな学校を表彰する 3校)</li> <li>・佐賀市学校版環境ISO制度について、要綱等を見直し、手続き等の事務を簡素化することで取り組みやすくする。</li> <li>・小中学生を中心とした環境教育が推進されるよう、例年の取り組みを継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員を対象に、各種研修会を実施する。</li> <li>・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。</li> <li>・社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生に配布する。</li> <li>・子ども環境ポスター展を実施する。</li> <li>・子ども環境活動発表を実施する。</li> <li>・表彰事業(ISO活動が盛んな学校を表彰する)</li> <li>・希望するすべての学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。</li> <li>・小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。</li> <li>・今後学校が実情に応じて実施していくことができるように、報告書や審査方法等について改善の視点をもって、今年度事業を実施していく。</li> </ul>	A	
		2. 佐賀環境フォーラム	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境分野に関する講義を12回開催する。</li> <li>・体験講座を2回開催する。</li> <li>・現地見学会を1回開催する。</li> <li>・打ち水イベントを開催する。</li> <li>・さが環境フェスティバルに出展する。</li> <li>・最終報告会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境分野に関する講義を12回開催した。(延べ受講者数: 一般・法人246人 学生475人)</li> <li>・ごみと自然環境をテーマに体験講座を各1回開催した。(延べ受講者数: 一般・法人9人 学生69人)</li> <li>・現地見学会として、佐賀市下水浄化センターを視察した。(参加者: 一般3人 学生31人)</li> <li>・地球温暖化対策の啓発として、平成打ち水夏の陣を開催した。(参加者: 約60人)</li> <li>・さが環境フェスティバルにグループワークショップが出展し、各グループの活動発表を行った。(総入場者数:11,506人)</li> <li>・グループ型とインターンシップ型のワークショップを実施し、最終報告会を開催した。(グループ型:3グループ インターンシップ型:3団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義、体験講座、現地見学会、ワークショップは、継続して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境分野に関する講義を12回開催する。</li> <li>・体験講座を2回開催する。</li> <li>・現地見学会を1回開催する。</li> <li>・さが環境フェスティバルに出展する。</li> <li>・最終報告会を開催する。</li> </ul>	A	
		3. 「トンボ王国さが」づくり	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会「さがの生き物さがし2018」</li> <li>・トンボ写真コンクール 作品募集し、入賞作品でカレンダーを作製する。</li> <li>・ミヤマアカネの保全活動実施 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会</li> <li>・白石原湿原の維持管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会「さがの生き物さがし2018」を開催した。8/18(35人)、10/28(30人)</li> <li>・トンボ写真コンクールを実施し、市立図書館で入賞作品を展示した 応募総数:577点(一般(県内)225点、一般(県外)352点)</li> <li>・写真コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作した。(1,000部)</li> <li>・県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小中学生と共に生息地を整備した。これに合わせて、事前学習や観察会を行った。</li> <li>・白石原湿原の維持管理を行った。</li> <li>・小冊子「さがしのとんぼ」を配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンボに限らず、本市の自然や生き物を広く扱った観察会を企画する。</li> <li>・今後も引き続きトンボなどの生き物を通して、市民が自然に親しめる事業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会「さがの生き物さがし2019」</li> <li>・トンボ写真コンクール 作品募集し、入賞作品でカレンダーを作製する。</li> <li>・ミヤマアカネの保全活動実施 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会</li> <li>・白石原湿原の維持管理を行う。</li> </ul>	A	
		4. 環境学習拠点施設(エコプラザ)における環境教育	環境部	環境政策課 循環型社会推進課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学を実施する。</li> <li>・施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。見学者数:7,905名</li> <li>・施設見学者の都合や希望に合わせて、複数ある見学ゾーンの組み合わせを臨機応変に行い、リピーターにも対応した。</li> <li>・中学生の職場体験学習として、リサイクル工場での選別体験を受け入れた。受入人数:3名(3日間)</li> <li>・高校生の職場体験学習として、リサイクル工場での選別体験およびエコプラザでの環境啓発講座体験を受け入れた。受入人数:1名(3日間)</li> <li>・大学生の職場体験学習として、エコプラザでの環境啓発講座やイベントの対応体験を受け入れた。受入人数:6名(延べ57日間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、社会科見学の小学生を始め、各種団体の施設見学を受け入れ、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらう。</li> <li>・今後も、施設見学者の都合や希望に合わせて、複数ある見学ゾーンの組み合わせを臨機応変に行い、リピーターにも対応していく。</li> <li>・今後も、職場体験学習を受け入れることで、施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育の契機とし、体験を通じた意識高揚を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。</li> <li>・施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。</li> </ul>	A	
	環境部	環境政策課 循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育用のパネル展示や、「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施した。</li> <li>・温暖化対策イベント(地球温暖化をテーマとした子供向けの映画上映):2回101名</li> <li>・環境全般イベント(清掃工場内の施設見学及び環境問題に関するクイズラリー):1回137名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体のイベントを誘致し実施することで、これまで環境問題にあまり関心が高かった層にも環境問題に触れる機会を作り、エコプラザの利活用促進と環境教育の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベントやその他イベントを実施する団体の誘致に努める。</li> </ul>	A				
	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。</li> <li>・3Rに関する講座:81回552名</li> <li>・エコマーケット、食パザー等:29回5,011名</li> <li>・リペア・レンタル等:71回305名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催し、参加者の意識高揚を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。</li> </ul>	A			
	企画調整部	バイオマス産業推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスに関する内容を題材に、佐賀市の取組を紹介する教室を開催し「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図るとともに環境学習施設の活用を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校4～6年生を対象として藻類教室を開催し、バイオマスの取り組み及び藻類について学んでもらった。二酸化炭素の活用と藻類について理解し興味を持ってもらう良い機会となった。</li> <li>【開催日(参加人数)】7/31(18名)、8/23(14名)</li> <li>【開催場所】佐賀市清掃工場2階会議室</li> <li>・バイオマス産業都市構想の認知度向上のため、市民向けのバイオマス教室を開催した。</li> <li>【開催日(参加人数)】11/20(10名)、12/15(27名)</li> <li>【開催場所】佐賀市清掃工場2階会議室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市に進出している企業やさが藻類バイオマス協議会などと連携することにより、佐賀市においてバイオマスの取り組みが進んでいると実感してもらうとともに、民間企業の目線を取り入れた環境教育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組を紹介することで「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図る。</li> <li>・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。</li> </ul>	B			

プロジェクト	担当部	担当課	平成30年度の取り組み状況（実績）			令和元年度の取り組み		
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入	
② 環境教育の推進	環境部	環境政策課	市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実践した。</li> <li>協議会活動として、環境保全や循環型社会の推進に関する視察研修を実施した。(参加者:100人)</li> <li>環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施した。(企画:5回、参加者88人 実践活動:6回、参加者:79人)</li> <li>佐賀駅周辺の路上喫煙禁止キャンペーンに参加し、路上喫煙禁止区域について普及啓発を行った。(実施日:11/12 参加:6人)</li> <li>佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰と環境保全に関する講演会を実施した。(実施日:2/13 参加者:655人)</li> </ul>	<p>環境保全、健康保健に関する事業は、地域での住民活動を促す意味からも続けることが不可欠であるため、今後も継続予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視察研修の実施。</li> <li>佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会及び子ども環境活動発表会を実施予定。</li> <li>各部会において、活動の企画及び実施。</li> <li>佐賀駅周辺の路上喫煙禁止キャンペーンに参加し、路上喫煙禁止区域について普及啓発を行った。</li> <li>佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰と環境保全に関する講演会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。</li> <li>以下、平成30年度の具体的な取り組み～</li> <li>先進地視察研修(7月)</li> <li>佐賀市環境保健推進大会(1月末)</li> <li>環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回)</li> <li>各実践本部及び支部における活動(年間)</li> </ul>	A	
		環境部	環境政策課	<p>東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラブ員の公募(4月)</li> <li>野鳥観察、底生生物調査(東よか干潟)(5月)</li> <li>企画展について考える(諫早市干拓の里)(6月)</li> <li>水生生物調査(シギの恩返し米プロジェクト圃場周辺)(7月)</li> <li>アクトクリーン清掃活動、海岸漂着物調査(東与賀海岸)(8月)</li> <li>KODOMOラムサール湿地交流(荒尾干潟)(9月)</li> <li>東よか干潟写真展の準備(10月)</li> <li>干潟の生き物の標本作り(11月)</li> <li>野鳥観察、活動のまとめ(東よか干潟)(12月)</li> <li>KODOMOラムサール(南三陸町)(2月)</li> </ul> <p>小中学校による東よか干潟での学習に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス借り上げ料の一部を負担</li> <li>事前学習のためのパンフレット等の配布</li> <li>現地ガイドを手配し案内・説明を行うことによる効果的な学習を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東よか干潟ラムサールクラブの運営</li> <li>◎目的:東よか干潟の価値や魅力を学び、多くの人にそのすばらしさを伝える未来のリーダーを育成する。</li> <li>◎クラブ員:子ども(小4～中3)30名、大人10名</li> <li>①5月 オリエンテーション、野鳥観察、干潟の生き物調査</li> <li>②6月 施設見学(諫早ゆうゆうランド 干拓の里)</li> <li>③7月 シギの恩返し米圃場の生き物調査</li> <li>④8月 アクトクリーン(東与賀海岸清掃)参加、漂着ゴミ調査</li> <li>⑤8月 東よか干潟拠点施設展示ワークショップ</li> <li>⑥9月 KODOMOラムサールin荒尾干潟へ参加(1泊2日)</li> <li>⑦11月 東よか干潟の生き物の標本作製</li> <li>⑧12月 野鳥観察、東よか干潟の食を学ぶ、活動の振り返り、まとめ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校による東よか干潟での学習に対する支援</li> <li>◎目的:東よか干潟の価値や魅力を現地で学習し体感することにより、郷土の財産を再認識するとともに、ふるさとを愛し佐賀を誇りに思う心をはぐくむ。</li> <li>◎支援実施校:4校</li> <li>①6月 鍋島小4年生</li> <li>②7月 兵庫小6年生</li> <li>③11月 春日小6年生</li> <li>④11月 川上小6年生</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>東よか干潟ボランティアガイドの運営</li> <li>◎目的:東よか干潟の価値や魅力を現地で来訪者に伝える。</li> <li>・ガイド数:26名</li> <li>・ガイド活動日数:127日</li> <li>・ガイド利用者数:4,420人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東よか干潟ラムサールクラブの運営</li> <li>・東よか干潟の自然環境のすばらしさを理解し体感するとともに、佐賀の自然環境についても学習し、活動の幅を広げる。</li> <li>・他の湿地の子ども達との交流をより一層促進する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校による東よか干潟での学習に対する支援</li> <li>・引き続き、小中学校による東よか干潟での学習に対する支援を行う。</li> <li>・雨天時でも学習できるプランの検討や好評である現地ガイドの案内・説明の充実など、学習環境の更なる充実を図り、利用校の増加を目指す。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>東よか干潟ボランティアガイドの運営</li> <li>・これまで以上に知識とスキルの向上を目指す。</li> <li>・専門的な知識の取得のため、研修会の実施、他の観光地等のガイド活動を学ぶ機会をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営</li> <li>◎クラブ員:子ども(小4～中3)24名、大人10名</li> <li>東よか干潟周辺の生き物調査、海岸清掃活動、海岸漂着物調査、野鳥観察、他の湿地との交流等、6回程度の活動を予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校による東よか干潟での学習に対する支援</li> <li>・バス借り上げ料の一部を市が負担</li> <li>・事前学習のためのパンフレット等の配布</li> <li>・現地ガイドを手配し案内・説明を行うことによる効果的な学習を支援</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>東よか干潟ボランティアガイドの運営</li> <li>◎ガイド数:25名</li> <li>・平成30年度に配備した外国人対応のための翻訳機、来訪時には観ることができない風景や動植物をみせるためのタブレット端末を活用したガイドを実施し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保を図る。</li> <li>・専門知識の取得のため、佐賀大学や専門家による講座を実施し、ガイド時のスキル向上を図る。</li> <li>※令和2年度に開館予定の東よか干潟拠点施設におけるガイド体制や施設の利活用について協議や準備を行う。</li> </ul>	B
	環境部	循環型社会推進課	日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらうことで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。	市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取組んでもらう「高校生エコチャレンジ」を実施した。参加者数:645名(私立高校4校)	今後とも、市内の高等学校に通学する高校生を対象に「高校生エコチャレンジ」を実施することで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらう。	日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらうことで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。	B	
	環境部	循環型社会推進課	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や事業所等において、3Rの推進やエネルギーの有効活用など、市の取り組みを紹介する出前講座等を実施した。開催回数:17回</li> <li>生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。講座開催回数:65回、サポート実施回数:246回</li> <li>小学校(4～6年生)に対し、電力の地産地消を始め、分別リサイクルについてゲーム感覚で学べる学習支援プログラムを提供し、出前授業を実施した。開催校数:1校(4年生3クラス)</li> </ul>	今後とも、地域や事業所等を対象とした出前講座を実施することで、様々な場所での環境教育の場の提供に努める。	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	A	
	環境部	循環型社会推進課	今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する環境教育連絡会議の開催。	環境教育関係課で構成する環境教育連絡会議を開催し、環境教育の具体的な方法等について協議しながら各種環境教育事業を実施した。開催回数:1回	環境教育連絡会議を随時開催し、今後の環境教育のあり方や進め方等についても協議していく。	今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する環境教育連絡会議の開催。	B	
	全庁	各課	保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。	上記の取り組みのほか、緑化教室や自然体験、農業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施。	引き続き、市民が自然に親しみ、環境配慮の意識が高まるような環境学習の機会を提供する。	保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。	—	

環境基本計画に掲げる成果指標の達成状況

基本目標	成果指標	H25年度 (2013年 度) 基準値	H29年度 (2017年 度) 実績値	H30年度 (2018年 度) 目標値	H30年度 (2018年度) 実績値	R1年度 (2019年 度) 目標	R6年度 (2024年 度) 目標
地球温暖化を 防止するまち	省エネ等の環境問題を意識し、取 り組んでいる市民の割合	78.8%	70.9%	80.0%	<b>73.8%</b>	82.0%	85.0%
	市域における電力使用量(2013年 度比)	100%	84.1%	98.7%	<b>78.6%</b>	98.2%	95.6%
資源を活かす 循環のまち	1人1日当たりごみ排出量	1,048g	1,024g	1,017g	<b>1,009g</b>	1,008g	964g
	リサイクル率	17.4%	18.5%	19.1%	<b>18.2%</b>	19.3%	20.5%
水とみどり があふれるまち	新規で植えた樹木の本数	294千本	(速報値) 359千本	394千本	<b>371千本</b>	418千本	518千本
	市民一人当たりの都市公園面積	7.2㎡	7.7㎡	7.7	<b>7.8㎡</b>	7.8㎡	8.3㎡
	景観賞表彰件数	68件	83件	88	<b>88件</b>	92件	112件
	屋外広告物許可割合	26.9%	72.5%	70.0%	<b>77.1%</b>	75.0%	100%
安全で快適な 生活環境のま ち	公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件 数	208件	185件	186件	<b>137件</b>	182件	162件
	生活環境苦情件数	291件	398件	263件	<b>464件</b>	258件	233件
	鉛給水管更新率	45.0%	73.1%	72.3%	<b>86.3%</b>	85.4%	100%
	下水道接続率	87.3%	90.1%	91.6%	<b>91.0%</b>	92.2%	93.4%